2．職員の給与の支給基準は、次のとおりである。

⑴　独立行政法人航海訓練所職員給与規程及び独立行政法人航海訓練所職員退職手当支給規程に基づき支給

⑵　支給人員は、年間平均支給人員数である。

⑶　支給人員の（　）は非常勤職員で、外数である。

8．関連公益法人等の概要等

⑴　関連公益法人等の概要

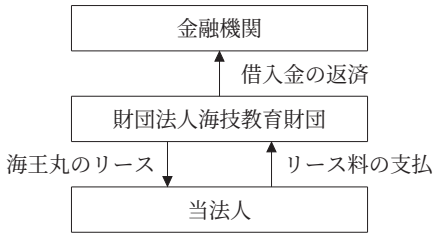
ア．名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名

法人等の名称	業務の概要	関係内容	役員の氏名
財団法人海技教育財団	船員教育に関する調査研究及び船員教育に対する支援等	練習船海王丸のリース取引	注）参照

注）役員の氏名

理事（会長）根本　二郎	理事（副会長）上野　孝	理事（理事長）宇多　一二
理事　芦見　信孝	理事　今津　隼馬	理事　川村　赳
理事　﨑長　保英	理事　杉崎　昭生	理事　鈴木　邦雄
理事　寺嶋　潔	理事　中本　光夫	理事　林　忠男
理事　藤澤　洋二	理事　村木　文郎	監事　垰野　廣文
監事　増田　恵		

イ．関連公益法人等との取引の関連図



⑵　関連公益法人等の財務状況

（単位：円）

資産	負債	資本金	正味財産
4,075,645,800	266,231,978		3,809,413,822

当期収入合計額	当期支出合計額	当期収支差額
912,454,467	921,843,621	△　9,389,154

⑶　関連公益法人等の基本財産等の状況

ア．航海訓練所が保有する株式はありません。

イ．関連公益法人等に対し、出えん、拠出、寄附等はありません。

また、関連公益法人等の運営費、事業費等に充てるため、負担した会費負担金等もありません。

⑷　関連公益法人等との取引の状況

ア．関連公益法人等に対する債権債務の明細

（単位：円）

債権の明細		債務の明細	
科目	金額	科目	金額
—	—	リース債務	120,166,614

イ．関連公益法人等に対する債務保証の明細

該当事項はありません。

ウ．関連公益法人等の収入金額、これらのうち当法人の発注額及びその割合

（単位：円）

関連公益法人等の収入金額	当法人の発注額	当法人の発注割合
912,454,467	256,309,953	28.1%

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

平成21年11月25日

独立行政法人都市再生機構

総務人事部担当部長　小林　昭次

○第１号

1　当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の賃貸募集関連システム（インターネットを利用した賃貸住宅の募集及び入居申込の受付等を行うシステム。以下「本システム」という。）について、顧客の利便性向上、機能追加及び制度変更対応のためのシステム改修を行うものである。本業務の遂行には、機構賃貸住宅の募集業務に関する知識や、本システムの仕様や特性に関する知識のみならず、24時間365日稼動する大規模ＷＥＢサイトの運用知識、基盤の異なるシステム間のデータ連携に関する知識、分散トランザクション更新の処理に関する高度な技術を有していることが必要である。

このため、本システムの当初開発及び過年度におけるシステムの改修を行った法人（以下「特定した法人」という。）を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定した法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2　業務概要

⑴　業務名　平成21年度賃貸募集関連システムの改定（その２）

⑵　業務内容　賃貸募集関連システムのプログラム改修及び附帯する作業

⑶　履行期限　平成22年３月31日

3　業務目的

本業務は、賃貸募集関連システムについて、顧客の利便性向上、機能追加及び制度変更対応のためのシステム改修を行い、顧客サービスを向上するとともに、機構の業務を効率的かつ円滑に遂行することを目的とする。

4　応募要件

⑴　基本的要件

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間でないこと。

⑵　技術力に関する要件

①　不特定多数のユーザーを相手として24時間365日稼動するインターネットを利用した各種申込受付システムの開発及び運用について十分な知識を有している者であること。

②　基盤の異なるシステム間のデータ連携に関する十分な知識を有している者であること。